

令和 6 年 8 月 5 日

関 係 各 位

北広島市総務部危機管理課長 緑川 節生

令和 6 年 7 月 2 5 日からの大雨による災害に伴う災害派遣等従事車両証明に係る
取扱いについて

日頃より、北広島市の防災行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、令和 6 年 8 月 5 日以降における本市での取扱いにおいては「令和 6 年 7 月 2 5 日からの大雨による災害に伴う災害救助・救援のために使用する車両の取扱いについて（通知）」（令和 6 年 7 月 3 1 日防危第 2 6 5 号山形県防災くらし安心部防災危機管理課長通知）によるほか、下記により取り扱うこととしますので、必要に応じご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 申請時の提出書類

(1) 災害派遣等従事車両証明の申請書

(2) 災害派遣命令者（都道府県・市区町村）からの、災害救助・救援の要請に係る文書の写し

(3) 災害派遣命令者（都道府県・市区町村）から災害救助・救援の要請を受けた者（以下、元請者という。）から下請け発注を受けた者（以下、下請者という。）が申請者となり、災害派遣等従事車両証明を申請する場合は、(2)に加えて元請者から受注した内容と、元請者方の担当者が分かる書類の写し

※元請者へ発注事実の確認を行う場合がある。

(4) 通行予定道路が複数にわたる場合は、通行区間（道路名、流入・流出 I C）が詳細に分かる書類の写し

(5) 車両登録番号が分かる書類の写し

2 提出書類（2）が揃わない場合の対応

本市において災害派遣命令者（都道府県・市区町村）へ電話等により、災害救助・救援の要請の内容を確認する。

3 提出書類（3）が揃わない場合の対応

本市において元請者へ電話等により、下請者に発注した内容が災害派遣命令者（都道府県・市区町村）からの災害救助・救援の要請に係るものであることを確認する。

以上

《連絡先》

総務部危機管理課

佐々木 寿哉

TEL 011-372-3311 内線 3344

Eメール bousai@city.kitahiroshima.lg.jp